

2004年12月3日

文部科学大臣 中山 成彬殿

社団法人日本自閉症協会	会長	石井哲夫
全国LD親の会	会長	山岡 修
NPO 法人えじそんくらぶ	代表	高山恵子
NPO 法人エッジ	代表	藤堂栄子
NPO 法人アスペ・エルデの会	代表	辻井正次

発達障害者に対する今後の制度・施策についての要望書

本日、発達障害者支援法が成立致しましたことに、関係団体として深く感謝申し上げます。

これまで発達障害は、法律や制度の谷間におかれ、支援の対象とならない、あるいは特性にあった支援が受けられないまま、放置されていました。この法律の施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や、発達障害を持つ本人および家族に対する支援体制の整備につながるものと、大いに期待しております。

この法案は、社会から孤立し悩んでいる当事者や家族をこれ以上追い詰めないためにも必要不可欠なものです。まずは、「発達障害」という障害の社会的認知度を高める「啓発法」として、この法案は大きな役割を果たすでしょう。そして、この法案の理念を実現していくためには、「発達障害という障害の特性を理解しようという姿勢を啓発すること」、「それぞれの障害特性にあったサービスを具体化していくこと」の2点が必要だと考えます。法案成立にあたり、障害当事者が自らの可能性を発揮していけるよう、今後の具体的な施策について発達障害関連5団体で次の要望をいたします。速やかな実現を、何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 1. 関係部局の連携による、適切な支援体制の整備

発達障害者支援法には、医療・保健・福祉・教育・労働に関する部局が連携し、就学前から就労まで適切な支援をつなげていくことにより、発達障害者の社会的自立を促していくことが明記されています。国及び地方公共団体の責務となっている「適切な支援体制の整備」について、迅速に取り組んでいただきたいと望みます。

■ 2. 発達障害の早期発見、及び、専門機関の確保

支援を必要としている児童を早期からサポートするためには、まず、乳幼児健診や保育・教育の現場において発達障害の認知度を高めることが重要です。また、保護者と当事者の意思を尊重しつつ継続的な相談に応じ、適切な支援を行うために、教育相談機関の担当者の研修、専門機関の確保及び、発達障害者支援センターの迅速な整備をお願いいたします。

■ 3. 発達障害児に対する教育的支援の諸施策を推進

特別支援教育への転換を視野にいれて、学校教育における個別の指導計画、個別の教育支援計画の

定着、発達障害児に対する指導方法の体系化、地域支援教員が実質的な支援を学べる研修など、より具体的な施策推進が課題となっています。また、現在適切な教育支援を受けられていない、通常の学級に在籍する発達障害児を支援するためには、特別支援教室構想の実現、特別支援教育を担当する教員の質・量の拡充などについて、学校予算を確保する必要があります。さらに、現在取り組まれている特別支援教育体制推進事業を拡充し、発達障害児支援アドバイザーを配置する等、地域における一貫した支援体制の整備を図って下さい。そして、これらの諸施策の推進にあたっては、厚生労働省等の関係省庁と充分連携をとりながら取り組んでいただくようお願いいたします。

■ 4・職業準備教育等、就労支援施策の拡充

当事者本人が希望する場合に、中等教育や後期中等教育において、養護学校以外の普通高等学校等においても、必要な職業アセスメントや職業準備教育、職場実習などが必要に応じて実施することが可能になるよう、就労支援施策の拡充を望みます。

■ 5．発達障害支援センターを早期に、全都道府県に設置

今後、発達障害者支援法が十分機能していくために、重要な役割を果たすのが発達障害者支援センターです。しかし、現在、年間 2500 万円の低予算で、未だ全県には設置されていません。また、東京や大阪のような大都市でも一箇所しか設置されておらず、十分な役割を果たすことができていません。発達障害支援センターの設置は、急務と考えます。

■ 6．民間団体との積極的な支援と連携

制度の谷間にある障害当事者とその家族を支えてきた民間団体の実績を正しく評価し、当事者団体の行う活動への支援を行うとともに、啓発・研修プログラム等における民間団体の活用等の形での施策の実施において、積極的な連携を検討していただきたい。また、民間団体のニーズを理解し、生活する地域で多様なサービスが提供されるよう、発達障害児者の支援に携わる障害児者福祉施設等も含めた民間機関へのさまざまな支援をお願いいたします。

■ 7．専門家の育成と教員の専門性の確保

適切な支援を行う保健師、保育士、教員などの専門家を育成するためには、一刻も早く、国で発達障害についての研修の中核的なシステムを作り、専門家の育成を全国各地で可能にすることが必要です。また、発達障害について、教員免許の取得に際して学習することは必修事項とはみなされておらず、教員の専門性確保の上で大きな問題と考えられます。特別支援教育を担当する教員が専門の免許状を有するようしていくとともに、教育免許法の見直しなど、具体的な施策の検討・推進をお願いいたします。

■ 8．理解啓発の促進

発達障害者が自立して地域で生活していくためには、この障害の認知度を高め、彼らに関わるすべての人たちが障害特性を理解したうえで、支援を行っていくことが重要です。また、特に、医療・保健・福祉・教育などの現場においては、より専門的知識をもつ人材の確保が必要です。家族・地域・専門家が一丸となって、彼らの自立を見守り支援していけるような、社会の実現を強く望みます。